

取得許可

様式第七号（第十条の二関係） 第02201065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市浜名区細江町気賀180番地の2
氏 名 有限会社 金子商店
代表取締役 金子 竜也

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友

許可の年月日 令和6年6月11日
許可の有効年月日 令和11年6月10日

1. 事業の範囲
事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く。）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい
以上 11品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当しない

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成11年11月26日 新規許可
平成16年11月26日 更新許可
平成21年7月17日 更新許可
平成26年6月17日 更新許可
令和元年7月8日 更新許可
令和6年6月20日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

別表（特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類）

金属等の名称	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
1 水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
2 カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
3 鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
4 有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
5 六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
6 砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
7 シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
8 PCB	○	○	○	○	○	○	○
9 トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
10 テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
11 ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
12 四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
13 1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
14 1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
15 シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
18 1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○
19 テトラム	○	○	○	○	○	○	○
20 フォスフィン	○	○	○	○	○	○	○
21 テラペンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
22 ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
23 セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
24 1, 4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○
25 ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○

※ 取扱うことのできるものは「○」で示す。

許可番号02300065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市浜名区細江町気賀180番地の2
氏 名 有限会社 金子商店
代表取締役 金子 竜也 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀章

許可の年月日 令和6(2024)年6月11日
許可の有効年月日 令和11(2029)年6月10日

1. 事業の範囲
積替え、保管を除く。
燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
以上 9品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成21年12月1日 新規許可
平成26年7月8日 更新許可
令和元年6月24日 更新許可
令和6年6月11日 更新許可

許可番号03500065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
氏 名 有限会社金子商店
代表取締役 金子 竜也

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣修

許可の年月日 令和4年3月15日
許可の有効年月日 令和9年3月14日

1. 事業の範囲
(1) 産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、以上3種類、汚泥、廃油、鉱さい
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であることを除く。)
以上6種類

(2) 事業の区分
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和4年3月15日 更新許可
令和4年7月25日 変更届（変更事項：代表者（変更前：金子龍二））

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

取得許可


 許可番号第 06351065334 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市浜名区細江町気賀 180 番地の 2
 名 称 有限会社 金子商店
 代表者の氏名 代表取締役 金子 竜也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。
 浜松市長 中野 祐介

許 可 の 年 月 日 令和 6 年 6 月 11 日
 許 可 の 有 効 年 月 日 令和 11 年 6 月 10 日

1. 事業の範囲
 ・ 積替え及び保管を除く
 ・ 取り扱う産業廃棄物の種類
 特定有害産業廃棄物（金属等が定められているものの詳細は別表のとおり。）
 以上 1 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上及び積み上げることがてきる高さ
 ＊＊＊＊＊

3. 許可の条件
 ＊＊＊＊＊

4. 許可の更新又は変更の状況
 (1) 平成 16 年 6 月 11 日 新規許可
 (2) 令和 6 年 6 月 11 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 1 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

別表 （特定有害産業廃棄物別取り扱う金属等の種類）

金属等の名称	汚 染
1 水銀又はその化合物	—
2 カドミウム又はその化合物	—
3 鉛又はその化合物	○
4 有機燐化合物	—
5 六価クロム化合物	—
6 砒素又はその化合物	—
7 シアン化合物	—
8 PCB	—
9 トリクロロエチレン	—
10 テトラクロロエチレン	—
11 ジクロロメタン	—
12 四塩化炭素	—
13 1, 2-ジクロロエタン	—
14 1, 1-ジクロロエチレン	—
15 シス-1, 2-ジクロロエチレン	—
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	—
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	—
18 1, 3-ジクロロプロペン	—
19 テウラム	—
20 シマジン	—
21 チオベンカルブ	—
22 ベンゼン	—
23 セレン又はその化合物	—
24 1, 4-ジオキサン	—
25 ダイオキシン類	—

※ 取り扱うことのできるものは「○」で示す。


 許可番号第 06321065334 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀 180 番地の 2
 名 称 有限会社 金子商店
 代表者の氏名 代表取締役 金子 竜也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。
 浜松市長 鈴木 康友

許 可 の 年 月 日 平成 30 年 1 月 30 日
 許 可 の 有 効 年 月 日 令和 5 年 1 月 29 日

1. 事業の範囲
 (1) 事業の区分
 中間処分（圧縮）
 (2) 産業廃棄物の種類
 ア 圧縮
 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 以上 6 種類

2. 事業の用に供するすべての施設
 (1) 圧縮施設
 ア 設置場所
 浜松市北区細江町気賀字八剣 135 番 1 外 1 筆
 イ 設置年月日
 令和 2 年 6 月 10 日
 ウ 処理能力
 廃プラスチック類 78.4t/日
 紙くず 78.4t/日
 木くず 112t/日
 繊維くず 140t/日
 金属くず 192t/日
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 376t/日

エ 許可年月日
 該当なし
 オ 許可番号
 該当なし

3. 許可の条件
 ＊＊＊＊＊

4. 許可の更新又は変更の状況
 (1) 平成 15 年 1 月 30 日 新規許可
 (2) 平成 30 年 1 月 30 日 更新許可
 (3) 令和 2 年 5 月 29 日 一部廃止に伴う書換え
 (4) 令和 2 年 6 月 11 日 施設変更に伴う書換え
 (5) 令和 2 年 7 月 30 日 変更許可（品目追加）
 (6) 令和 4 年 8 月 1 日 代表者変更に伴う書換え

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

取得許可


 浜松市指令第一第25号
 令和7年3月21日

所在地 浜松市浜名区細江町気賀180番地の2
 名称 有限会社 金子商店
 代表者氏名 代表取締役 金子 竜也

浜松市長 中野 祐介

一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

記

許可番号	第64号
許可の年月日	令和7年4月1日
許可の有効期限	令和8年12月31日
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類 ごみ 積替え又は保管の有無 積替え及び保管を含む。 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類 資源物（びん、缶、ペットボトルに限る。）
収集を行うことができる区域	浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域に限る。）
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地 浜松市浜名区細江町気賀180番地の2 面積 10.5㎡ 一般廃棄物の種類 資源物（びん、缶、ペットボトルに限る。） 保管上限 5.56㎡
許可の条件	****
許可の更新又は変更の状況	****

第一種フロン類充填回収業者登録更新通知書

環政第1-521号
 令和5年1月16日

住所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 氏名 有限会社金子商店
 代表取締役 金子 竜也 様

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、登録の更新を行ったことを通知します。

静岡県知事 川勝 平太

登録番号	静岡 101125	登録年月日	令和5年2月14日 (西暦2023年2月14日)
		有効期間満了年月日	令和10年2月13日 (西暦2028年2月13日)
事業所の名称		特定製品の種類(注)	フロン類の種類
事業所の所在地			CFC HCFC HFC
1 有限会社金子商店		回収(1)	- - ○
		回収(2)	- ○ -
		回収(3)	- - -
静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2		充填(1)	- - -
		充填(2)	- - -

全1事業所

(注) 特定製品の種類: (1) エアコンディショナー ((3) に該当するものを除く。)
 (2) 冷蔵機器・冷凍機器 ((3) に該当するものを除く。)
 (3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品

浜土総 第 230 号
 令和7年11月7日

(有)金子商店 様

静岡県知事 鈴木 康友

一般建設業の許可について (通知)

令和7年10月10日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許可番号 静岡県知事許可(般一7)第 36412 号
 許可の有効期間 令和7年11月15日から令和12年11月14日まで
 建設業の種類
 とび・土工事業 解体工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和12年10月15日
 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

公安委 第 32 号

交付 平成 14 年 9 月 26 日

静岡県公安委員会

本籍	静岡県引佐郡細江町気賀180番地の2
住所	有限会社 金子商店
氏名	代表取締役 金子 龍一
	明・大・附 一年 月 日生
営業所の名称	有限会社 金子商店
営業所の所在地	静岡県引佐郡細江町気賀180番地の2
管理者の住所及び氏名	金子 竜也 180
法定代理人の本籍住所及び氏名	

取得許可

第 491300034000 号

交付平成 14 年 9 月 26 日

静岡県公安委員会

氏名又は名称	有限会社 金子商店 年 月 日生
住所又は居所	静岡県引佐郡細江町領 180 番地の 2
代表者の氏名	金子 龍一
代表者の住所	静岡県引佐郡細江町領 240 番地の 1
行 商	す る ・ (し な い)

異 動 事 項	異 動 年 月 日	印
代表者変更 氏名 金子 龍一 住所	令和 4 年 7 月 7 日	

CERTIFICATE OF REGISTRATION

Certificate No. 783142 (登録番号)
This is a multi-site certificate, additional site(s) are listed on the following page(s)

The Environmental Management Systems of
Kaneko Shoten Co., Ltd.
(有限会社 金子商店)
Head office: 180-2 Kiga, Hosoe-cho, Hamana-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka pref. 〒431-1305, Japan
(本社: 〒431-1305 静岡県浜松市浜名区細江町気賀180-2)

has been audited and found to conform to
ISO 14001:2015 / JIS Q 14001:2025

for the following activities

Collection, Transportation and Intermediate Treatment of Industrial Waste;
Collection and Transportation of General Waste; Recycling Raw Materials of Paper Manufacture, Steel and Non-ferrous Metal; Measuring work.
(産業廃棄物の収集運搬・中間処分、一般廃棄物の収集運搬、製紙原料・製鋼原料・非鉄金属のリサイクル、計量作業)

Date of Issue (発行日): 03 October 2025	Date of Expiry (有効期限): 02 October 2028	Initial Certification (初回登録日): 03 October 2007
---	---	---

Guardian Independent Certification Ltd
Registered in England
114 St Martin's Lane Covent Garden London CW1 4BE
Accredited by Member of the IAF/MLA
IAF JAS-ANZ

If there is a discrepancy between the two language versions, the English language version shall prevail. Page 1 of 2

CERTIFICATE OF REGISTRATION

Certificate No. 783142a (登録番号)
The validity of this certificate depends on the validity of the main certificate

The Environmental Management Systems of
Kaneko Shoten Co., Ltd.
(有限会社 金子商店)
Second Factory: 135-2 Kiga, Hosoe-cho, Hamana-ku, Hamamatsu-shi Shizuoka pref. 〒431-1305 Japan
(第二工場: 〒431-1305 静岡県浜松市浜名区細江町気賀135-2)

ISO 14001:2015 / JIS Q 14001:2025

for the following activities

Collection, Transportation and Intermediate Treatment of Industrial Waste;
Recycling Raw Materials of Steel and Non-ferrous Metal.
(産業廃棄物の収集運搬・中間処分、製鋼原料・非鉄金属のリサイクル)

Date of Issue (発行日): 03 October 2025	Date of Expiry (有効期限): 02 October 2028	Initial Certification (初回登録日): 03 October 2007
---	---	---

Guardian Independent Certification Ltd
Registered in England
114 St Martin's Lane Covent Garden London CW1 4BE
Accredited by Member of the IAF/MLA
IAF JAS-ANZ

If there is a discrepancy between the two language versions, the English language version shall prevail. Page 2 of 2